

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岡崎市

市町村名 (市町村コード)	岡崎市 (232025)	
地域名 (地域内農業集落名)	東部	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化により農業従事者は減少傾向にあるが、担い手への農地の集積は進んでいる。しかしながら、担い手の数は十分ではなく、高齢化や後継者不足などの問題もあることから、後継者、新規就農者、半農半Xなど多様な担い手の確保・育成を図ることが課題である。

また中山間地域では耕作放棄地やイノシシ、シカ、サルなどの鳥獣被害が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・営農条件が良い水田は認定農業者などの担い手への集積を進める。
- ・水田のスマート農業化を図り、作業の省力化を推進する。
- ・イチゴや柿のほか市場や産直出荷に向けた地域の特産品の生産振興を図る。
- ・化学農薬及び化学肥料の低減、有機農業の取組面積の拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	534 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	534 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、担い手による耕作が困難な場合など今後維持していくことが難しい農地は、必要に応じて保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付希望のある農地は農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、担い手への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和40年代後半～平成初頭にかけて土地改良事業を実施した地域が多いが、パイプラインの老朽化や区画が小さい農地も多いため、地域や担い手の要望を踏まえ、必要に応じて基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
西三河農林水産事務所、岡崎市、岡崎市農業委員会、JAと連携して、毎月実施している新規就農者支援対策担当者会議で情報共有をはかりながら、栽培技術の指導や農業用機械導入の補助などの支援、農地をあっせんなど、新規就農者の相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻・麦・大豆によるブロックローテーションについては、麦・大豆の農作業を受託部会に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・各種支援制度を活用し、集落ぐるみで耕作放棄地の発生防止と鳥獣害対策を推進する。
- ・岡崎市有機農業実施計画に基づき、有機農業面積の拡大を図り、団地化を進める。
- ・(仮)岡崎市情報通信環境整備計画に基づき、スマート農業の推進を図る。
- ・産直施設、JAあいち三河関連の農業用施設の設備の増強を図る。